

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 2 月 3 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

矮性イネを用いたメタン排出量抑制効果等調査業務一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

(4) 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府商工労働観光部ものづくり振興課

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府商工労働観光部ものづくり振興課（京都府庁第 2 号館 3 階）

電話番号 (075) 414-5103

FAX 番号 (075) 414-4842

電子メール monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 2 月 3 日（金）から令和 5 年 2 月 7 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府のホームページからダウンロードすること。

https://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/news/202302zetnyusatsu_2.html

(イ) やむを得ず直接交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

(3) 入札説明会

実施しない。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札への参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載しないこと。

(2) 次の要件をすべて満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

- ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者（次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものは含まない。）
 - (ア)法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ)法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用している者
 - (キ)暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者は含まない。）
- (4)申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1)申請書の提出期間等

ア 提出期間

2(2)のア交付期間と同じ

イ 提出場所

2の(1)と同じ

ウ 提出方法

(ア)持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後5時までに提出すること。

(イ)郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、京都府指名競争入札参加資格名簿登載事業者は、京都府指名競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。この場合、以下(ア)、(イ)及び(ウ)の資料提出は不要とする。

(ア)法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ)府税納税証明書（別記第2号様式）（設立1年未満の法人にあっては法人設立届の写し。（ウ）も同じ。）

(ウ)消費税及び地方消費税納税証明書

(エ)営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

- (オ) 取引使用印鑑届（別記第4号様式）
 - (カ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第5号様式）及び受任者の身分証明書
 - (キ) 4の(2)のイ及び(3)に該当しないことを誓約する書類（別記第6号様式）
- 才 資料等の提出
申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
- 力 その他
申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、矮性イネを用いたメタン排出量抑制効果等調査に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で郵送により通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日（金）までとする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、一般競争入札参加資格認定名簿に記載の事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第7号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(2)のイに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を継承しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は成果品の品質、業務内容等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 開札の日

令和5年2月14日（火）

(2) 持参又は郵送による場合の入札書の提出期限、提出先等

ア 提出期限

令和5年2月13日（月） 午後5時（必着）

イ 提出先

2の(1)に同じ

ウ その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(3) 入札の方法

(2)のアの提出期限までに、持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に該当する者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札書の提出期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 金額、氏名、印鑑もしくは重要な文字の誤脱もしくは不明な入札者又は金額を訂正した入札書での入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、規則第 159 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第 159 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 その他

(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。